

令和2年度～令和6年度

草津市青少年対策事業基本方針

「学校・家庭・地域の連携を深め、社会全体で取り組む青少年の健全育成」

今日、青少年を取り巻く環境は、急速な技術革新によるICTの進化やグローバル化の進展等、社会環境の変化により、大きく変貌し続けている。スマートフォン等の情報機器の発達が著しく、行動範囲の広域化、人間関係の複雑化、規範意識の低下等、青少年の問題行動に大きな影響を及ぼしており、青少年の安全と安心が脅かされる事案が見られる。

全国的に人口減少が急激に進行する中、本市の人口は今なお増加を続けており、本格的な少子高齢社会は他市よりも遅れて到来する見込みである。地域の様々な場面でいきいきと活動する青少年の姿が見受けられる一方で、不登校やひきこもりの若者が増加している。住宅地や大型商業施設・娯楽施設の開発や拡充が進む中、~~深夜徘徊や万引き、乗り物盗の初発型非行の増加についても懸念される状況にある。~~万引き・乗り物盗等の初発型非行や喫煙・深夜徘徊等の不良行為についても懸念される。

また、いじめが大きな社会問題となる中、「草津市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめをはじめとする問題行動の未然防止と早期発見・早期対応に一層取り組むとともに、SNS等の見えにくくなっている事案に対応していくためにも、学校、家庭、地域、関係機関とのより密接な連携のもと、根絶に向けた取組を進めている。

さらには子ども虐待や子どもの貧困、養育相談等、大人社会の問題の反映でもあることを踏まえ、市民がそれぞれの役割と責任を果たし、協力しながら青少年の健全育成に取り組むことが重要である。

このため、草津市教育振興基本計画に掲げた、「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」を基本理念とし、社会性豊かな、未来を切り拓くたくましい青少年の育成に向けて、青少年健全育成を総合的に推進していくことを基本方針とする。

これらのことを踏まえた上で、下記に挙げる三項目を重点目標とし、取り組んでいくこととする。

【重点目標】

1. 青少年が安心して暮らせるためのネットワークづくりの推進

- ・各関係機関や団体が相互に連携を図り、青少年を見守るネットワークづくりに努める。
- ・青少年の安全確保や犯罪抑止に取り組むとともに、青少年が自ら危機管理ができるよう働きかける。
- ・地域の活動等を通して大人と青少年が互いにかかわり合い、より絆を強め、温かな人間関係づくりに取り組む。
- ・孤立した家庭、子どもをつくらないように努める。
- ・不登校の児童生徒の増加に伴い、居場所づくりや絆づくりなどの支援体制の充実を図る。
- ・諸問題の未然防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、青少年が安心して過ごせる居場所をつくるため、学校・家庭・地域や関係機関と連携しながら、切れ目のない支援体制の充実を図る。

2. 非行防止の取組と立ち直り支援の充実

- ・スマートフォンやインターネットによる有害情報の危険性の啓発を行うとともに、情報モラルを養う取組を推進する。
- ・未成年に対して喫煙防止、薬物乱用防止に向けて、有害環境浄化活動を推進する。
- ・子ども、保護者、地域に非行防止に向けた啓発活動を行うとともに、継続的なパトロール活動や街頭啓発を青少年に「見える」形で推進する。さらに、初発型非行防止に向けての啓発活動を推進する。
- ・青少年犯罪の再犯防止として「立ち直り支援」や「無職少年への就労支援」等総合的な取り組みを推進する。
- ・「早寝、早起き、朝ごはん」「あいさつ」など、家庭における基本的な生活習慣の確立に向けた啓発活動を行う。

3. 健全育成への支援と地域コミュニティ力の充実

- ・学校、家庭、地域、関係機関が協働しながら、知・徳・体の調和のとれた子どもの育成に努める。
- ・「読書大好き草津の子ども」を育てるために家庭・学校・地域・図書館が協働して「本を読む子」を育てる。
- ・あいさつ運動を充実させ、地域のコミュニティを深めるとともに、登下校時等に青少年への温かい声かけを行い、青少年の安全を見守る。
- ・スポーツ競技団体や大学、学校、地域が連携し「スポーツ大好き草津の子ども」の育成に取り組む。